

公益社団法人恵庭市シルバー人材センター  
配 分 金 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター（以下「センターという）の会員の就業に伴う収入金の配分（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 原 則

(口座振込の原則)

第 2 条 センターは就業した会員に対して、その就業の係る報酬を会員が指定した口座に、振り込まなければならない。

2 センターは、前項の支払いに際して、会員との約束がある場合には、その約束の額を控除して支払うことができる。

(約束日の支払の原則)

第 3 条 前項第 1 項に定める支払は、センターと会員との約束の日に支払わなければならない。

(社会的相当配分の原則)

第 4 条 会員の就業に於ける最低賃金法及び家内労働法を準拠し、社会的に相当な内容のものでなければならない。

(配分基準の決定手続)

第 5 条 センターは、会員の配分基準について別に定める手続に従って仕事の種類内容等を考慮して決めるものとする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。（平成 24 年 4 月 1 日）

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。